

2. 法規制基準との比較

今回の測定結果と法規制基準との比較を行い、比較結果一覧を表-16 に示しました。

表-16 ばい煙等の測定結果一覧（平成 29 年度上期）

ばい煙施設	測定項目と環境基準					備考
	ばいじん濃度 (酸素換算値)		窒素酸化物濃度 (酸素換算値)		硫黄酸化物 排出量 ※	
	g/m ³ N		volppm		排出基準・K 値	
	排出基準 0.25	判定	排出基準 180	判定	前橋市 17.5 指導値 8.0	
No.25 号(鍛)	-		42	○		ばいじん未測定
No.23 号(鍛)	0.003	○	43	○		
No.20 号(鍛)	0.003	○	54	○		
No.2 号(鍛)	0.008	○	40	○		
No.8 号(鍛)	0.018	○	40	○		
台車炉(北側) No.12	-		24	○		ばいじん未測定
台車炉(南側) No.13	-		33	○		ばいじん未測定
No.3 連続炉焼入炉入口	0.003	○	4	○		
No.3 連続炉焼入炉出口	0.007	○	17	○		
No.3 連続炉焼戻炉出口	0.007	○	33	○		
No.4 連続炉焼入炉入口	0.005	○	42	○		
No.4 連続炉焼入炉出口	0.009	○	17	○		
No.4 連続炉焼戻炉出口	0.005	○	43	○		
No.15 台車炉	0.001	○	56	○		
No.7 連続炉焼入炉入口	0.001	○	17	○		
No.7 連続炉焼戻炉入口	0.001	○	51	○		

測定年月日：平成 29 年 6 月 13-20 日
 施設番号：6 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉（全施設） → 各排出基準の換算にあつては、11 On%換算とする。
 ※対象施設の硫黄酸化物排出量が 10m³N/h 以下のため、燃料中の硫黄含有量を記録する。
 表中の < 印は、定量下限値未満を示す。また判定結果は、○適合 ×不適合 を示す。
 排出基準は、排出ガス規模 0.5 万 m³N/h 未満（設置日 S52.6.18 以降）の基準を示す。

適用環境関連法令

当社が適用となる環境関連法令は以下のとおりである。測定結果が規準値以内であるか、届出が期間内に適法にされているかなど年1回順守評価を行い、当社が環境法令を順守していることをISO事務局にて確認した。

○:届出 □:測定・記録

◎:順守

大 NO	環境区分	中 NO	適用法令	義務		届出、記録	頻 度	順 守 評 価
				届 出	測 定 ・ 記 録			
1	大気汚染	1	大気汚染防止法	—	□	・硫黄酸化物排出記録 ・大気汚染防止法に基づくばい煙測業務	年2回	◎
				○	—	ばい煙発生施設設置等届出		
2	水質汚濁	2	水質汚濁防止法	—	□	計量証明書	2ヶ月ごと	◎
				○	—	水質特定施設設置等届出		
3	地盤沈下	3	工業用水法	○	—	地下水採取状況報告	年1回/2月	◎
4	生活排水	4	下水道法	—	□	最終放流口の水質測定	年1回/1月	◎
5	騒音	5	騒音規制法	—	□	騒音測定結果	毎月	◎
6	振動	6	振動規制法	—	□	振動測定結果	毎月	◎
7	悪臭	7	悪臭防止法	—	—	—	—	◎
8	土壌汚染	8	土壌汚染対策法	—	□	地下水モニタリング調査	年1回/11月	◎
9	公害防止組織	9	工場公害防止組織整備法	○	—	・公害防止組織, 公害防止責任者届出 ・公害防止管理者統括者の届出	選任・変更時	◎
10	産業廃棄物	10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	—	産業廃棄物管理票交付状況報告	年1回/6月	◎
11	緑化	11	工場立地法	○	—	工場設置届出書	変更都度	◎
12	特定化学物質	12	P R T R法（化管法）	○	—	特定科学物質の排出量及び移動量の届出書等	年1回/6月	◎
13	特別管理廃棄物PCB	13	P C B特別措置法	○	—	ポリ塩化ビフェル廃棄物の保管及び処分状況等確認表	年1回/6月	◎
14	有機溶剤	14	作業環境測定基準	○	—	作業環境測定健康診断結果	年2回	◎
		15	有機溶剤中毒予防規則	○	—	有機溶剤作業主任者選任届	選任・変更時	◎
15	危険物	16	危険物規則、政令	○	—	・危険物取扱者選任届 ・危険物製造所等変更届出書	変更時	◎
16	防火対象物	17	消防法	○	—	・防火管理者選任届 ・消防用設備設置届出	選任・変更時	◎
17	エネルギー有効活用	18	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	○	—	・中長期計画書 ・定期報告書 ・エネルギー使用状況届	年1回/7月	◎
18	電力使用	19	電気事業法	○	—	電気主任技術者選任等届	選任・変更時	◎
19	温暖化	20	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)	○	—	温室効果ガス排出削減計画書	年1回/6月	◎
20	フロン回収	21	フロン排出抑制法	—	□	・簡易点検、定期点検 ・点検記録、修理記録を残す	年4回	◎
21	安全衛生	22	安全衛生法、特定化学物質障害予防規則等	—	□	・作業測定 ・健康診断結果報告（労基署） ・記録保存	2回/年	◎